

## 浜松市高齢者住宅改造費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 市長は、在宅の高齢者が容易に日常生活を送れるように、住宅設備を改造するために必要な経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、浜松市補助金交付規則（昭和55年浜松市規則第17号）及びこの交付要綱の定めるところによる。

### (補助対象者)

第2条 補助金の交付対象者は、次に掲げる要件のすべてに該当する者とする。ただし、市長が認められた者についてはこの限りでない。

- (1) 介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第3項に規定する要介護者又は同条第4項に規定する要支援者であって、60歳以上の者（以下これらを「高齢者」という。）
- (2) 市・県民税が非課税の世帯に属していること。
- (3) 市税を完納している世帯に属していること。
- (4) 改造する家屋に現に生活し、改造する家屋を住所地としていること。

### (補助対象経費)

第3条 補助金の対象経費は、次に掲げる既存住宅の住宅設備を在宅の高齢者に適するように改造するために必要な経費（以下「補助対象経費」という。）とする。ただし、介護保険制度その他同様の目的の補助金の制度（以下「他制度」という。）の適用を優先するものとする。

- (1) 手すりの取付け
- (2) 段差の解消
- (3) 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更
- (4) 引き戸等への扉の取替え
- (5) 洋式便器等への便器の取替え
- (6) 前各号の住宅改造に付帯して必要となる住宅改造

### (補助金額)

第4条 補助金額は、補助対象経費に補助率2分の1を乗じて得た額とする。ただし、その額が750,000円を超えるときは、750,000円（厚生労働大臣が定める地域（平成24年厚生労働省告示第120号に基づく地域）にあつては、1,000,000円）を限度とする。また、他制度と併用するものについては、他制度により補助を受けることとなる額を差し引くものとし、既に他制度により補助を受けた実績がある場合は、その額を差し引くものとする。

(補助の制限)

第5条 この事業による補助は、補助対象者1人に対し1回とする。

(交付申請)

第6条 補助を受けようとする者は、高齢者住宅改造費補助金交付申請書(第1号様式)に、別表1に掲げる必要書類を添えて市長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、内容を審査し、適当であると認めるときは、高齢者住宅改造費補助金交付決定通知書(第2号様式)により申請者に通知する。

(工事の着手)

第8条 補助を受けようとする者は、前条の規定による通知を受けた後でなければ、工事に着手してはならない。

(変更の承認申請)

第9条 第7条の規定による通知を受けた者が、当該通知に係る第6条の規定による申請の内容を変更するときは、速やかに高齢者住宅改造費補助金変更承認申請書(第3号様式)に、別表1に掲げる必要書類(当該変更に係るものに限る。)を市長に提出しなければならない。

(変更決定の通知)

第10条 市長は、前条の規定による申請があったときは、内容を審査し、適当であると認めるときは、高齢者住宅改造費補助金交付変更決定通知書(第4号様式)により申請者に通知する。

(完了の報告)

第11条 第7条の規定による通知を受けた者は、当該通知に係る工事が完了し、かつ、当該工事に係る経費の支払いが完了した日から起算して30日が経過する日又は第7条第1項の規定による交付の決定の日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、高齢者住宅改造費補助事業等完了報告書(第5号様式)に、別表2に掲げる必要書類を添えて市長に提出しなければならない。

(補助金の確定通知)

第12条 市長は、前条の規定による完了の報告があった場合、その内容を審査し、適当

であると認めるときは、高齢者住宅改造費補助金確定通知書（第6号様式）により申請者に通知するものとする。

（請求の手続き）

第13条 前条の規定による通知を受けた者は、当該通知を受領した日から起算して7日以内に、請求書（第7号様式）を市長に提出し、補助金の交付を請求しなければならない。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行し、平成30年度から平成32年度までの補助金に適用する。

別表1（第6条、第9条関係）

必要書類

1	対象経費がわかる見積書
2	改造する住宅の平面図
3	改造を必要とする部分の写真
4	市税納付確認同意書（第8号様式）
5	介護保険負担割合証の写し
6	暴力団排除に関する誓約書（第9号様式）
7	その他市長が必要と認める事項を証する書類

別表2（第11条関係）

必要書類

1	工事代金領収書の写し
2	改造後の写真

(あて先) 浜松市長

申請者 住 所  
氏 名  
電話番号

高齢者住宅改造費補助金交付申請書

高齢者住宅改造費補助金の交付を受けたいので次のとおり申請します。なお、この申請に係わる内容(課税状況等)を調査すること及び調査のために改造する家屋内へ立入ることを承諾します。

申請金額						
世帯構成	氏名	続柄	生年月日	氏名	続柄	生年月日
		本人				
住宅改造を利用する理由(身体状況等)						
		要介護度		自己負担割合		
改造内容等						
		着工予定日		完了予定日		
		土地の状況	所有地・借地	建物の状況	持ち家・借家	
他制度の併用		無・有(有の場合は、制度名と補助額を記入すること。)				
		制 度				
		補 助 額				
他制度の補助実績		無・有(有の場合は、制度名と補助額を記入すること。)				
		制 度				
		補 助 額				
資金計画		自己資金				
		当該補助金				
		その他				
		改造費				

(注) 1 記入欄が不足する場合は、別紙に記入し添付すること。

2 世帯構成欄には、住民票上の世帯員だけでなく同居家族全員を記入すること。

なお、記入された方についても申請に係る内容調査に承諾したものとみなします。

3 対象経費がわかる見積書、平面図、改造を必要とする部分の写真、市税納付確認同意書、介護保険負担割合証明、暴力団排除に関する誓約書等を添付すること。

様

浜松市長

高齢者住宅改造費補助金交付決定通知書

平成 年 月 日付で申請のあった、高齢者住宅改造費補助金については次のとおり交付を決定します。

記

金 額							円
-----	--	--	--	--	--	--	---

- 条件
- 1 補助金は、当該事業以外の目的に使用してはならない。
  - 2 補助事業を中止し、又は内容を変更する場合は、あらかじめ市長の承認を受けること。
  - 3 補助事業が予定期間内に完了しない場合又は遂行が困難となった場合は市長に報告して、その指示を受けること。
  - 4 補助事業の運営及び経理の状況を調査し、不相当と認めたときは、当該補助金の全部又は一部の返還を命じる。
  - 5 事業完了後、浜松市高齢者住宅改造費補助金交付要綱に定める日までに指示する様式により、補助事業等完了報告書を市長に提出すること。
  - 6 浜松市補助金交付規則第17条第1項の規定により補助金の交付の決定の取消しを受け、補助金の返還の請求を受けたとき又は当該返還の期限までに納付しなかったときは、浜松市補助金交付規則第18条の2の規定に基づき、加算金又は遅延損害金を市に納付すること。
  - 7 補助金の返還の請求を受け、当該補助金、加算金又は遅延損害金の全部又は一部を納付しない場合、浜松市補助金交付規則第18条の3の規定に基づき、他の交付すべき補助金についてその交付を一時停止し、又は未納額との相殺をする場合がある。
  - 8 浜松市補助金交付規則にもとづく市長の指示に従うこと。

(あて先) 浜松市長

申請者 住 所  
氏 名  
電話番号

### 高齢者住宅改造費補助金変更承認申請書

平成 年 月 日付け浜松市 第 号により補助金の交付決定を受けた高齢者住宅改造費補助金の計画を、次のとおり変更したいので、承認されるよう申請いたします。

#### 1 計画変更の理由

#### 2 変更の内容

(注) 必要に応じて変更内容が確認できる書類を添付すること。

様

浜松市長

高齢者住宅改造費補助金交付変更決定通知書

平成 年 月 日付で変更申請のあった高齢者住宅改造費補助金について、  
平成 年 月 日付け浜松市 第 号に係る交付決定を、下記のとおり変更決定します。

記

金 額							円
-----	--	--	--	--	--	--	---

- 条件
- 1 補助金は、当該事業以外の目的に使用してはならない。
  - 2 補助事業を中止し、又は内容を変更する場合は、あらかじめ市長の承認を受けること。
  - 3 補助事業が予定期間内に完了しない場合又は遂行が困難となった場合は市長に報告して、その指示を受けること。
  - 4 補助事業の運営及び経理の状況を調査し、不相当と認めたときは、当該補助金の全部又は一部の返還を命じる。
  - 5 事業完了後、浜松市高齢者住宅改造費補助金交付要綱に定める日までに指示する様式により、補助事業等完了報告書を市長に提出すること。
  - 6 浜松市補助金交付規則第17条第1項の規定により補助金の交付の決定の取消しを受け、補助金の返還の請求を受けたとき又は当該返還の期限までに納付しなかったときは、浜松市補助金交付規則第18条の2の規定に基づき、加算金又は遅延損害金を市に納付すること。
  - 7 補助金の返還の請求を受け、当該補助金、加算金又は遅延損害金の全部又は一部を納付しない場合、浜松市補助金交付規則第18条の3の規定に基づき、他の交付すべき補助金についてその交付を一時停止し、又は未納額との相殺をする場合がある。
  - 8 浜松市補助金交付規則にもとづく市長の指示に従うこと。

(あて先) 浜松市長

申請者 住 所  
氏 名  
電話番号

高齢者住宅改造費補助事業等完了報告書

平成 年 月 日付け浜松市 第 号をもって補助金の交付  
決定を受けた高齢者住宅改造費補助事業が完了したので、次のとおり報告します。

工事完了年月日	平成 年 月 日		
改造箇所 改造内容等			
収支決算	収 入	自己資金	円
		当該補助金	円
		その他	円
		計	円
	支 出	改造費	円
添付書類	(1) 工事代金領収書の写し (2) 改造後の写真		



第6号様式

浜松市 第 号  
平成 年 月 日

様

浜松市長

高齢者住宅改造費補助金確定通知書

平成 年 月 日付け、補助事業完了報告書を審査した結果、下記の金額を高齢者住宅改造費に対する補助金として確定します。

記

金	額							円
---	---	--	--	--	--	--	--	---

# 請求書

金 額							円
-----	--	--	--	--	--	--	---

ただし、高齢者住宅改造費補助金

交付決定（確定）額 \_\_\_\_\_ 円

支払 方法	直接払	口座 振替払	銀 行 信用金庫 農 協	本店 当座預金 支店 普通預金	第 号
			ふりがな		
			口座名義		

上記の金額を請求します。

平成 年 月 日

(あて先)  
浜松市長

住 所

氏 名

第8号様式

市税納付確認同意書

平成 年 月 日

(あて先) 浜松市長  
(取扱い) 区長寿保険課)

補助金交付申請者

住 所

氏 名

明・大・昭・平 年 月 日 生

下記の補助金交付申請に伴い、浜松市高齢者住宅改造費補助金交付要綱第2条の規定により、市において、補助金交付申請者及び下記の同居家族の市税の納付状況について確認することに同意します。

記

申請補助金 浜松市高齢者住宅改造費補助金

同居家族

氏 名	明・大・昭・平	年	月	日生
氏 名	明・大・昭・平	年	月	日生
氏 名	明・大・昭・平	年	月	日生
氏 名	明・大・昭・平	年	月	日生
氏 名	明・大・昭・平	年	月	日生

第9号様式

暴力団排除に関する誓約書

浜松市高齢者住宅改造費補助金の交付申請にあたり、下記事項について誓約します。

また、浜松市が暴力団排除に必要な場合には、静岡県警察本部又は管轄警察署に照会することを承諾します。

記

1 次に掲げる者のいずれにも該当しません。

(1) 暴力団(浜松市暴力団排除条例(平成24年浜松市条例第81号。以下「条例」という。)第2条第1号に規定する暴力団をいう。)

(2) 暴力団員等(条例第2条第4号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。)

(3) 暴力団員等と密接な関係を有する者

(4) 前3号に掲げる者のいずれかが役員等(無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び清算人をいう。)となっている法人その他の団体

平成 年 月 日

浜松市長

(誓約者)

住 所

氏 名